明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（三五八）　二
○石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（三五九）　二
○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六〇）　三
○商品先物取引法施行令の一部を改正する政令（三六一）　三
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六二）　四
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律及び臨床研究法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六三）　四
○再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令の一部を改正する政令（三六四）　四

〔府　令〕
○母体保護法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一一〇）　五

〔省　令〕
○商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業四）　六
○液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八三）　六

〔告　示〕
○危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務三九九）　九
○石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定の一部を改正する件（総務・経済産業三）　一〇
○石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（総務・経済産業・国土交通一）　一四
○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（財務二九六）　一五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（同二九七～三〇〇、三〇二）　一七
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同三〇一）　一九
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産二二二〇～二二三八）　二〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　二六
裁判所
破産、免責、再生関係　二九
特殊法人等
国立大学法人島根大学参加者事前確認公募、阪神高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、日本弁護士連合会公示送達・裁決関係　三五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三五
会社その他
会社決算公告　三五

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（政令第三五八号）（総務省）
1　出納取扱金融機関等の責務を定める規定を削除することとした。（第二二条の三関係）
2　その他所要の規定の整備を行うこととした。
3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（政令第三五九号）（総務省）
1　別表各号に掲げる地区ごとの区域の表示について所要の改正を行うこととした。（本則関係）
2　石油コンビナート等特別防災区域のうち、酒田地区について区域の指定を解除することとした。（別表関係）
3　罰則の適用について所要の経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）
4　広域共同防災組織を設置することができる区域について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）
5　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三六〇号）（経済産業省）
1　液化石油ガス器具等の追加関係
特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液石法」という。）に基づく液化石油ガス器具等として追加するものとすることとした。（別表第一関係）
2　特定液化石油ガス器具等の追加関係
特定の携帯液化石油ガス用バーナーを液石法に基づく特定液化石油ガス器具等として追加するものとすることとした。（別表第二関係）